

令和6年度東京都特別職報酬等審議会

令和7年1月21日

【**渕上会長**】 それでは、定刻になりましたので、令和6年度東京都特別職報酬等審議会を開会したいと思います。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お寒い中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

私は、当審議会の会長の渕上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年度同様に活発な議論をしていただきたくお願ひ申し上げます。審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、よろしくお願ひいたします。では、着席させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、本日御出席の委員の皆様方に、自席で結構でございますので、一言、自己紹介をお願ひしたいと思います。

資料の最後18ページにあります名簿の順番に従いまして、順次お願ひしたいと思います。初めに、黒田委員、よろしくお願ひいたします。

【**黒田委員**】 全国消費生活相談員協会の黒田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【**渕上会長**】 ありがとうございます。

次に、斉藤委員、お願ひいたします。

【**斉藤委員**】 連合東京で会長を務めております斉藤と申します。よろしくお願ひいたします。

【**渕上会長**】 ありがとうございます。

次に、沢辺委員、お願ひいたします。

【**沢辺委員**】 産経新聞論説委員の沢辺と申します。

よろしくお願ひ申し上げます。

【**渕上会長**】 ありがとうございます。

続きまして、武智委員、よろしくお願ひいたします。

【**武智委員**】 中央大学法学部の武智と申します。よろしくお願ひいたします。

【**渕上会長**】 ありがとうございます。

続きまして、竹鼻委員、よろしくお願いいたします。

【竹鼻委員】 豊島岡女子学園中学校・高等学校の校長の竹鼻です。よろしくお願いいたします。

【渕上会長】 続きまして、中村会長代理、お願いします。

【中村会長代理】 青山学院大学経済学部の中村と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

【渕上会長】 ありがとうございます。

続きまして、平澤委員、よろしくお願いいたします。

【平澤委員】 東京商工会議所の平澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【渕上会長】 ありがとうございます。

続きまして、松尾委員、よろしくお願いいたします。

【松尾委員】 日本人事試験研究センターの代表理事をしております松尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【渕上会長】 ありがとうございます。

続きまして、湊委員、よろしくお願いいたします。

【湊委員】 東京弁護士会に所属しております弁護士の湊と申します。よろしくお願いいたします。

【渕上会長】 どうもありがとうございました。

次に、都側の出席者につきまして、事務局より御紹介をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 総務局人事部長の金久保でございます。

それでは、都側の出席者を紹介させていただきます。

佐藤総務局長でございます。

【佐藤総務局長】 佐藤です。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 児玉議会局長でございます。

【児玉議会局長】 児玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 猪口教育庁次長でございます。

【猪口教育庁次長】 猪口でございます。よろしくお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【渕上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、諮問書をいただいておりますけれども、諮問を兼ねまして、佐藤総務局長の方から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【佐藤総務局長】 　ただいま御紹介をいただきました総務局長の佐藤智秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、東京都特別職報酬等審議会への諮問に当たりまして、私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、都政に対しまして、御指導、御協力を賜っておりますこと、この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年の10月18日に、東京都人事委員会から一般職員の給料表に関する勧告がございました。勧告の内容は、公民較差の是正のために給料月額の上上げを求めるものでございました。

本日は、都人事委員会から給料表に関する勧告がありましたことから、特別職報酬等審議会条例第2条に基づきまして、特別職の報酬について御審議をいただきたいと考えております。知事からの諮問文につきましては、席上にお配りしてございますので、御覧いただければと思います。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【淵上会長】 　どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思っております。

関係資料の御説明を事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【佐藤総務局人事課長】 　人事課長の佐藤でございます。

座ったままで大変恐縮ではございますが、資料の内容につきまして、御説明を申し上げたいというふうに思います。

お手元に「東京都特別職報酬等審議会関係資料」をお配りしておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして、最初は目次でございます。次の1ページをお開きください。

本審議会の設置に関する条例全文でございまして、設置の趣旨などを定めているもので

ございます。

次に、2ページ目をお開きください。2ページ目から3ページ目にかけて、東京都と国の令和6年の給与勧告の概要につきまして、まとめてございます。左側が東京都、右側が国の勧告の概要となっております。

東京都の公民較差はプラス2.59%、額にしてプラス1万595円でございます。

「2 ポイント」のところでございますけれども、公民較差解消のため、給料表について、初任層に重点を置きつつ、各級においてメリハリをつけた上で、引上げを行うこととされています。

特別給、いわゆるボーナスにつきましても、給料月額と同様、民間の支給割合が都職員の支給月数を上回っていることから、較差を解消するため、都職員の支給月数につきまして、0.2月分引き上げることとされています。

「3 給与改定の内容」の①の欄を御覧いただきたいと思えます。

一般の行政職の行(一)給料表につきまして、公民較差に基づく給料月額を平均2.7%引き上げる改定となっております。

また、局長級職員に適用される指定職給料表につきましては、国の指定職俸給表の改定を踏まえまして、1号給は8,000円、2から3号給は9,000円、4号給は1万円、5から6号級は1万1,000円、7号級は1万2,000円引き上げることというふうにされてございます。

一方、国の状況でございますけれども、官民較差プラス2.76%、額にしてプラス1万1,183円であったことから、較差を解消するため俸給月額の上上げを行うほか、ボーナスについても、較差を解消するため支給月数の引上げを行うこととされてございます。

また、事務次官等に適用される指定職俸給表についても、一般職員の給料表の引上げを踏まえまして、1号俸は8,000円、2から3号俸は9,000円、4号俸は1万円、5から6号俸は1万1,000円、7号俸は1万2,000円、8号俸は1万3,000円引き上げることとされてございます。

以上が、給与勧告及び給与改定の概要となっております。

続きまして、4ページを御覧いただければと思えます。

東京都、国、主要道府県、大都市等の給与勧告の状況の一覧をお示ししてございます。

表の左側、主要な道府県及び特別区の状況でございますけれども、例月給・特別給ともに全て引上げとなっております。右側の政令指定都市につきましても、例月給・特別給

ともに全て引上げとなっております。

続いて、5ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、令和6年度の東京都と国の一般職及び特別職の報酬等の月額を比較したものでございます。

左側が東京都の状況でございます。

重要条例局長及び条例局長に支給される金額につきましては、それぞれ97万9,000円、90万8,000円となっております。

さらにその下に、現在の特別職の報酬等の額を記載しております。これは、昨年度に開催されました本審議会の答申に基づき改定したものでございまして、令和6年4月1日から適用されてございます。

右側が国の状況でございます。

都の特別職と比較しますと、例えば国务大臣は148万6,000円となっており、おおむね都知事と同じレベルの報酬となっております。

なお、内閣総理大臣等に支給される金額につきましては、昨年12月に「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が可決されておりました。本則上は記載の金額に引上げとなりましたが、現下の諸情勢に鑑みまして、附則にて据置き措置がされているというところでございます。

また、左側の備考欄に概要を記載しておりますけれども、知事の給与につきましては、現在、特例条例を制定し、時限的な減額措置として、知事給与を50%減額してございます。また、都議会議員の報酬につきましても、特例条例を制定し、議員報酬を20%減額しているところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。6ページから7ページにかけては、東京都及び国における特別職の報酬等の推移を記載してございます。

都の欄を上から下に御覧いただきますと、報酬等のピークは平成8年の月額164万円となっております。その後、一般職の引下げが続いたことから、特別職についても引下げが行われてきましたが、令和6年度に引上げに転じております。また、時期が多少異なりますけれども、国も同様の傾向となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページから10ページにかけては、平成18年度以降の本審議会の答申の概要及び対応の推移をお示ししております。

一部、例外の年もございますけれども、都の特別職の報酬等の改定につきましては、局長級職員に適用される指定職給料表の改定内容に基づきまして行われるのが基本的な考え方となっております。昨年度開催いたしました本審議会におきましても、この考え方に基づきまして、引上げ改定の答申をいただいているところでございます。詳細につきましては、参考として御覧いただければというふうに思います。

続きまして、11ページを御覧ください。

こちらは、初めに御説明しました給与勧告の基になる、例月給、ボーナスなどの官民の給与比較の状況についてお示しをしております。

また、一番下には、参考までに区部の消費者物価指数及び消費支出の推移について記載しております。

続きまして、12ページを御覧ください。

こちらは、過去10年の都財政状況につきまして、決算ベースでその推移を記載してございます。令和5年度の実質収支は61億円の黒字となりまして、昨年度に引き続き、ほぼ均衡してございます。

財政の弾力性を示す経常収支比率につきましては、80%前後で推移しており、他の道府県と比べても健全な水準となっております。

上から2行目の都税収入でございますけれども、都におきましては、法人事業税及び法人住民税のいわゆる法人二税の占める割合が高いため、景気変動の影響を受けやすく、増加傾向にはあるものの、これまでも極めて不安定な増減を繰り返していることから、今後の税収動向を慎重に見極める必要がございます。

また、歳出のうち、人件費の額と歳出総額に占めます割合につきましては、資料の中段にお示ししてございますけれども、令和5年度では、人件費の比率が18.4%となっております。

続きまして、13ページをお開きください。

13ページから15ページにかけては、細かな数字が並んでおりますけれども、主要道府県、政令指定都市、東京23区、多摩地域26市の特別職の報酬の比較表をお示ししておりますので、御参照ください。

続きまして、16ページでございます。

16ページは、昨年度の答申となります。昨年度は、東京都の一般職の給料月額につきまして、公民較差相当分の引上げの勧告が行われ、これに基づき給料表の改定が行われま

した。

また、指定職の給料月額につきましても、人事院勧告において国の指定職の給料月額が引上げとなったことを踏まえまして、引上げが行われました。さらに、国の特別職のうち内閣総理大臣等の俸給月額につきましても、指定職の引上げに準じた改定が行われたところでございます。

これらの状況を考慮し、東京都の特別職の報酬等につきましては、報酬等改定の基準となる都の指定職給料表の改定内容を踏まえまして、報酬等の額を引き上げることが適当である旨、答申を頂いたところでございます。

なお、17ページには、一昨年の方申をつけておりますので、御参考として御覧いただければというふうに思います。

最後に、先ほど御覧いただきましたが、18ページには、委員の皆様の名簿をつけさせていただきます。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

【渚上会長】 どうもありがとうございました。

以上で、資料の御説明は終わりましたけれども、これから質疑に入りたいと思います。

質疑に入ります前に、私のほうから幾つか基本的な事項について御質問申し上げたいと思います。

まず、原則として、特別職の報酬等の改定は、指定職給料表の改定内容に基づいて行っているところでございますが、今年度は、指定職給料表についてどのような改定が行われたか御説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【金久保総務局人事部長】 それでは、事務局からお答えさせていただきます。

都の指定職給料表につきましては、国家公務員とのバランスを考慮しまして、国の指定職俸給表に準じた改定を行っております。

国の指定職俸給表は、1号俸から8号俸まで定めがございまして、今回、人事院勧告を踏まえまして、1号俸が8,000円、2から3号俸が9,000円、4号俸は1万円、5から6号俸は1万1,000円、7号俸は1万2,000円、8号俸は1万3,000円の引上げとなりました。

都の指定職給料表につきましては、1号級から7号給まで定めがございまして、国の引上げを受けまして、各号級において、国の1号俸から7号俸と同額の引上げ改定を行っております。指定職給料表が引上げ改定となったのは2年連続となります。

以上でございます。

【渚上会長】 ありがとうございます。

次に、国の指定職俸給表が引上げ勧告となっておりますのは、どのような理由、経緯によるものでございますか。御説明をお願いいたします。

【金久保総務局人事部長】 国の指定職俸給表の改定でございますけれども、従来から民間企業の役員報酬を参考としつつ、行政職俸給表（一）の改定状況との均衡を考慮して行われております。

本年は、行政職俸給表（一）につきまして、若年層が在籍する号俸に重点を置きまして、そこから改定率を逡減させる形での引上げ改定を行うこととされまして、指定職俸給表につきましては、行政職俸給表（一）の10級の平均改定率（1.1%）を踏まえて引上げ改定を行うことが適当であると判断されたと聞いております。

【渚上会長】 ありがとうございます。

私のほうからは、以上でございます。

それでは、今までの御説明に対しまして、委員の皆様方、御質問があれば、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

どなたからでも、よろしくお願ひします。

もしなければ、答申の基本的な考え方に移ってもよろしいでしょうか。

それでは、質問がございませんでしたけれども、諮問に対する答申の基本的な考え方について、お諮りをしたいと思っております。

答申の方向性としては、現状維持するか、上げるか、下げるかということなのですが、いかがでしょうか。

諮問自体は、国の行政職10級の引上げ率に準じて、指定職俸給表が引き上げられておりますので、東京都においても、特別職について同様の引上げを図りたいということでございました。基本的には、そういう方向で、諮問どおりとすることによろしいでしょうか。

【斉藤委員】 1点よろしいでしょうか。

【渚上会長】 どうぞ。

【斉藤委員】 すみません、連合東京の斉藤です。

東京都の特別報酬に関して、発言させていただきます。

今回、御提案されております特別職の、私は引上げをするということについては、物価上昇分ですとか官民較差の是正という観点から検討をされているということだと思っております。

引上げをするということは問題ないというふうに考えております。

その上で、直近の普通に働いている方々の賃上げの状況ですとか働き方について、東京の労働者の立場で、一言御意見させていただきたいと思います。

まず、都庁職の職員の方々につきまして、物価上昇分の賃上げが一部行われていないという、答申はそうだったのですけれども、そういう配分になっていないという職員の方もいる実態がある中で、今回、この内容の引上げを行っていくということがあるということをもまず共有させていただきたいと思っています。

これは別に、都庁だけで起きていることではなくて、民間企業の中でも中高年の方たちへの配分というものが、どうしても物価上昇分まで行き渡っていないというのが実態だということ、非常に生活維持が難しい、働いている労働者がいるということ、まずお伝えしておきたいというふうに思っております。

ぜひ、来年度以降ということに、私たちからすると、もうすぐに春闘というのが始まるのですけれども、賃金の引上げについては官民較差是正も必要なのですけれども、それとともに、ここ何年も続いている物価上昇分についての配分への配慮というものが必要ではないかなというふうに思っているところです。

もう一つは、官民較差のベンチマークが直近その民間企業の大手企業を中心に、グローバルな処遇制度の見直しというところが行われていまして、賞与額を本給のほうに、月額給与のほうに入れていくというような動きもありまして、その影響で、初任給が驚くほど上がって見えているというようなところもあるのではないかと考えています。

加えまして、男女間の格差の温床となるような扶養手当ですとか、あるいは、住居手当みたいなものの支給が偏る、世帯主に偏るというようなものについても、本給のほうに繰り入れるというのが、割と民間企業では行われているという傾向がありまして、月例で是正していくということもあるのですが、官民較差を年収ベースでベンチマークしている民間のところと比べていくということも必要ではないかなというふうに思っております。

最後に一つ。若年層は、賃金よりも、長時間労働が嫌だというようなところもありまして、裁量を持って働きたい、自分の労働時間を長くしないような働き方をしたいという傾向もありまして、長時間労働ですとか、休日労働をさせないような適切、適正な人員の確保というものが、これはどこの業界も人手不足になっているところではあるのですけれども、その中で、都庁では週休3日を導入しましょうとか、テレワークをできるよう推進しましょうという、すごく先進的な取組もされているということもありますので、ぜひ柔軟

な働き方を都庁の職員の方たちが率先してやっていただくということで、都民の働き方に変わっていけばいいなど。そのためには、やはりトップの皆さんの意識と働き方が変わっていくことが重要だというふうに思っていますので、処遇を決めるというところではありますけれども、ぜひ働き方の部分についても検討いただきたいということを意見として言わせていただきます。

ありがとうございました。

【**渕上会長**】 齊藤委員、大変貴重な御意見をありがとうございました。

特別職に直接関わらない部分もありましたけれども、事務局のほうから、今の御意見に対して、何かございますでしょうか。

【**金久保総務局人事部長**】 ありがとうございます。

東京都では、これまで給与水準につきましては、民間との均衡ということで、給与改定を行っている中で、今年度につきましても、東京都人事委員会において、公民較差の算定を行い、その解消を図る観点から、引上げという勧告になってございます。

改定に当たってでございますけれども、公民較差の解消の範囲内で引上げをするというのを前提としつつ、人材確保の観点ということで、初任給に重点を置いて、各級において、メリハリをつけてという形での引上げになってございます。

給与勧告の中でも、多様な人材の確保、育成、活躍の推進というような項目がございまして、その中で、人材獲得競争が非常に激しくなっていく中で、人材確保に努めるよう、強く意見が人事委員会のほうから出されておまして、給与改定を含めて各種働き方の改革や取組を進めているところでございます。

今年度は、このような経緯や状況を踏まえて、改定率を決定しているという認識でおります。

また、頂いた御意見につきましては、東京都人事委員会の方にも共有させていただければと思います。ありがとうございました。

【**佐藤総務局長**】 私のほうからも一言。

【**渕上会長**】 どうぞ。

【**佐藤総務局長**】 働き方改革のお話が今、先生からございましたので、ちょっと外れますけれども、一言。今年のI類Bという、いわゆる大卒の採用倍率は1.6倍でした。そういう中で、色々と試験制度を工夫して、人事委員会の方でも私たち任命権者の方でも、様々なお願いをしております。

そういう中で、やはり働き方改革というのが、今、先生のほうからもございましたけれども、職場を選択するに当たっての非常に大きな魅力になっていることは事実であります。あとは、やはり入った方が辞めないためには、働き続けることができる職場であることが大事で、介護だとか、あとは普通、今共働きでございますので、助け合わなくてはいけない世界もありますし、やはり働き続けることができるような職場環境みたいなものをつくっていくということが大事だと。

その点、職員団体ともしっかりと認識を共有しながら、共に都政をよくするという観点で進みたいと思います。また、都庁は、ノウハウの高い方の採用といわゆる新卒採用とがある中で、通常の実験者採用のようなものがなかったのが、今、実験者採用という形など、様々な工夫をしながら人を集めつつ、かつ辞めないで仕事を続けることができるような環境を整えてまいりたいというふうに思っています。

直接、報酬のこととは関係ございませんけれども、せっかくの機会でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

【**渕上会長**】 人事を預かる局長さんの悩みといたしますか、そういうものも踏まえた御意見ありがとうございます。官民を問わず、今直面している人事上の最大の課題ではないかというふうに思います。

それでは、答申に向けまして、この審議会の基本的な考え方をまとめていきたいと思うのですが、私のほうから答申に向けての基本的な考え方を少し申し述べさせていただきたいと思います。

昨年度も同様でございますけれども、まず第1にこれまでの特別職の報酬等の改定は、原則として、指定職給料表の改定内容に基づき行われていること。

2つ目として、今年度、指定職給料表をはじめとして、都の一般職員についても引上げ改定が行われたこと。

3つ目として、国の特別職の報酬等及び指定職俸給表も引上げ改定が行われていること。

4つ目に、民間給与も昨年度に引き続き、賃上げの基調であること。

この4点を踏まえまして、今年度の改定は、これまでの基本的な考え方に沿って、原則どおり、指定職給料表の改定内容を基準に引上げを行うといった基本的なラインでいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【**渕上会長**】 異議がないようなので、それでは、今年度の審議会における、特別職の報酬等の取扱いにつきましては、指定職給料表の改定内容を基準に引上げを行うという方向で、取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、事務局の方から答申に向けた具体的な案の作成をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、事務局から議論のたたき台となる答申案等について御説明をお願いいたします。

【**佐藤総務局人事課長**】 お手元の「特別職の報酬等の改定について（案）」によりまして、事務局案を御説明いたします。

まず、改定の基本的な考え方でございますが、原則どおり指定職給料表の最高号給であります7号給の改定率、プラスの1.08%に準じまして、給料月額を引き上げたいというふうに存じます。

次に、具体的に見てまいりますと、下段の表でございますが、左側が現行のもの、右側に改定案をお示ししております。7号給の改定率で計算をいたしますと、給料・報酬月額につきまして、知事は月額1万6,000円、その他の特別職につきましても、月額1万円以上の引上げというふうになります。知事を例にして御説明させていただきますと、給料月額は146万円から147万6,000円、改定率にしてプラス1.10%となっております。

これらを年収ベースで比較しますと、既に指定職の職員に連動して引上げとなりました期末手当の増額分、こちらは0.15月分となりますけれども、こちらを除きまして、知事は、32万9,000円ほどのプラスとなっております。

なお、知事、議長、副議長、議員につきましては、現在、特例条例を制定し、知事については50%、議長、副議長、議員につきましては、20%の減額措置を行っていることから、減額後の金額を下段に括弧書きで併記してございます。

続きまして、答申案について御説明をいたします。

1番の「はじめに」は、知事から諮問を受け、多角的な視点から審議をしたという内容になってございます。

2番の「報酬等の現状」では、都の特別職の報酬額の現状と、これまでの説明の中で使ってまいりました報酬改定にあたり参考とすべき指標の状況をお示ししてございます。

3の「本審議会の意見」でございますけれども、本日のこれまでの議論を要約してお示

ししてございます。

都の特別職の報酬等は、一般職の給与改定、国の特別職の報酬等の状況、さらに社会経済情勢等を総合的に勘案して改定すべきものであること。

本年度は、東京都の一般職の給料月額につきまして、公民較差相当分の引上げの勧告が行われ、これに基づき、給料表の改定が行われたこと。また、指定職の給料月額は、令和6年人事院勧告におきまして、国の指定職の給料月額が引上げとなったことを踏まえまして、国家公務員との均衡を考慮して引上げが行われたこと。

さらに、国の特別職のうち、内閣総理大臣等の俸給月額につきましては、現下の諸情勢に鑑み、当分の間、据置きとしつつ、指定職の引上げに準じた改定を行う法律が施行されていること。

これらの状況を総合的に勘案いたしまして、東京都の特別職につきましては、報酬等改定の基準となる都の指定職給料表の改定内容を踏まえ、知事については月額1万6,000円、その他特別職につきましても、それぞれ記載のとおり、報酬等の額を引き上げることとしてございます。

また、改定の実施日につきましては、令和7年4月1日としてございます。

最後に、現在の景気動向を踏まえ、今後の都政運営に当たりまして、より一層努力することを期待する旨、記載をしてございます。

資料の説明は以上でございます。

【渊上会長】 ありがとうございます。

ただいま御説明のありました答申案文につきまして、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

これまでの基本的なスタンスを踏まえた案文になっていると思います。

それでは、原案のとおりで答申をすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【渊上会長】 どうもありがとうございます。

それでは、この案文のとおりで答申とさせていただきますというふうに思います。

事務局のほうからの準備はよろしいでしょうか。

【金久保総務局人事部長】 それでは、知事の代理として、佐藤総務局長が答申を頂きたいと思っております。

(渊上会長から佐藤総務局長へ答申文手交)

【**澗上会長**】 それでは、以上をもちまして、審議会を終了したいと思います。

委員の皆様方におかれましては、円滑な議事の進行に御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

【**金久保総務局人事部長**】 最後に挨拶だけさせていただきます。

【**佐藤総務局長**】 それでは、一言御礼の御挨拶をさせていただきます。

ただいま、会長から答申を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様には、御多忙のところ、大変御熱心な御審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

頂戴いたしました答申につきましては、御趣旨を十分に踏まえまして、所要の進めを進めてまいりたいと存じます。

本日は、特別職の報酬につきまして、先生方のお力をいただき、御審議をいただいたこととございます。

現在、都では、来年度の予算、組織定数、計画、総合計画の策定を進めておりますけれども、様々な政策を準備しておりまして、一部報道されてございますけれども、間もなく総合的な形で公表する予定でございます。

予算あるいは新規の施策など、先生方の中で、もし御関心のあること等ございましたら、お申しつけいただければ、担当の者に取次ぎまして、御説明をさせていただきます。御指導を賜ればと思っております。

今後とも、都政運営に係る皆様のお力添えを心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【**事務局**】

以上をもちまして、令和6年度東京都特別職報酬等審議会を閉会とさせていただきます。

皆様、長時間にわたり御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —